

令和 2 年度 6 月 第 1 回定例役員会議事録

(令和 2 年 6 月 14 日 於：青木平区区民館)

出席者：区長、副区長、第 1 町内会長、第 2 町内会長、理事、各班長

会議の冒頭、武井区長より役員会開催について、以下の話がありました。

新型コロナウイルス感染症拡大にともない自治会活動の休止を余儀なくされている状況の中、新役員のみなさんには、ご苦勞をお掛けしております。

6 月に入り、感染者数の低下が見受けられ、比較的安全な状況と判断し、今年度最初の役員会を開催させて頂きました。新班長に就任され、本来ならば定例総会後に役員会を開催し、班長さんの仕事について『班長さんの手引き』に基づき説明する準備をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府より『緊急事態宣言』が発出されるなど、外出の自粛と『密閉、密集、密接』の 3 密の回避が強く求められ、役員会の開催を見送ってまいりました。このような事情をご理解頂き、本日は宜しくお願ひ致します。

1. 『班長さんの手引き』の説明

『班長さんの手引き』の基づき以下の項目について説明されました。

【説明項目】

- (1) 新たな入居者があった場合について
- (2) 退会者が出た場合について
- (3) ゴミ集積所継続使用に関する同意書について
- (4) ゴミ集積所の清掃当番について
- (5) 会員宅にご不幸があった場合について
- (6) 区費の納入について
- (7) 班が所有する預金通帳の名義変更に関する銀行手続きについて

『農水産業協同組合が破綻したときの貯金等の取扱い』規則により
通帳の名義変更を行う場合の注意点および書類等について

- 1) 通帳記載の代表者名は班長となります。会計が通帳を預かる場合は代理人申請が必要となります。
身元を証明するもの 運転免許証等を持参ください。
- 2) 団体名義の貯金等については、班の扱いは『権利能力なき社団・財団』に該当し、通帳を利用する班毎に班の規約または会則の提出が必要となります。規約・会則の提出により班が 1 貯金者として取り扱われます。(規約・会則は予め記載すべき項目が決められています)
なお、サークルや、クラブの通帳の名義変更を行う場合も、同様の手続きが求められます。
- 3) 班通帳を継続利用する場合の手続き上の負担を軽減するため、『青木平区〇町内 〇班 会則 (案)』を作成しましたので利用ください。

2. 中央公園および区民館の清掃活動の再開について

6 月より再開いたします。担当班：2 町内 2 班から再開となります。

『班長さんの手引き』資料 No7、もしくは、『青木平くらしのガイド』41 ページを参照ください。

3. 防災機材操作訓練の実施について

訓練実施日：6 月 21 日 担当グループ：C/D グループ から開始致します。

集合時間：午前 9 時 00 分 区民館前に集合ください。

4. 区民館・第2ゴミ集積所等の草刈りと植木の剪定の実施について

実施日 : 7月5日(日)

集合時間 : 午前9:00~1時間30分位 区民館前に集合ください!

当者: 執行委員メンバーと第2町内役員(班長)

草刈り場所:

- ① 第1集積所、D防災倉庫周辺、および区民の裏 **3名**
- ② 区民館の植木剪定 **3名**(時間があれば公園の植木の剪定(頭を平に揃える))
- ③ 第2集積所周辺(第3防災倉庫の裏) **2名**
- ④ 交通安全事故防止の観点で、丈の高い雑草で見通しがきかないT路地327番地周辺の草刈り **4名**
- ⑤

5. 防災機材操作訓練の実施について

訓練実施日: 7月19日 担当グループ: A/Bグループ

集合時間 : 午前9時00分 区民館前に集合ください。

6. その他

- 班会議の開催につきましては、『年4回』の開催をお願いしているところではありますが、新型コロナウイルス禍にあることから、原則休止となります。
なお、状況および必要性を判断し、区から班会議の開催をお願いすることになります。
- 毎年8月末に行われる総合防災訓練は市の通達により、集団による避難訓練、防災訓練は実施せず、『家庭内防災対策について』市の広報誌『ふじのみや』でお知らせし、各ご家庭で実施してもらう事になります。
なお、青木平区では少人数(防災委員)で行う『防災機材操作訓練』は実施していきます。
- 8月8日(土)に予定されていた『青木平区夏祭り』は、中止とさせていただきます。

次回 役員会は7月12日(日) 19時00分~ (区民館2階)です。

以上